

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を適用する随意契約について、土佐清水市契約規則第26条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

平成30年 4月24日

契約の名称	契約の概要	選定基準及び決定方法	契約締結予定日	その他
市有地草刈業務委託	市有地における草刈、剪定業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体随意契約	平成30年 5月 1日	
簡易水道施設等清掃業務委託	水道施設における草刈業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体随意契約	平成30年 6月 1日	
上水道施設等清掃業務委託	水道施設における草刈業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体随意契約	平成30年 6月 1日	
林道清水三原線草刈等業務委託	林道清水三原線の草刈及び枝払い業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体随意契約	平成30年 9月 1日	